

議案第 16 号

岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

企業誘致を促進し、地域経済の活性化を図るため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）

岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和 2 年岬町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同条第 2 項第 1 号」を「法第 4 条第 2 項第 1 号」に、「取得の日から」を「取得の日の翌日から起算して」に改める。

附則第 2 項を削る。

附則第 3 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 2 年 3 月 3 1 日」に改め、同項を附則第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

○岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和２年岬町条例第２号）

新	旧
第１条（略） （課税免除） 第２条 町長は、法第４条第６項の規定による同意を得た基本計画（法第５条第１項又は第２項の規定による変更があったときは、変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）において定められた<u>法第４条第２項第１号</u>に規定する促進区域において、同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して５年以内に、承認地域経済牽引事業者が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２６条の地方公共団体等を定める省令（平成１９年総務省令第９４号）第２条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置したときは、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したもので、かつ、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった土地に限る。）に対して課する固定資産税について、新たに課されることとなつた年度から３年度分限り、課税を免除することができる。 第３条～第９条（略） 附 則 １ （略） （削る）	第１条（略） （課税免除） 第２条 町長は、法第４条第６項の規定による同意を得た基本計画（法第５条第１項又は第２項の規定による変更があったときは、変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）において定められた<u>同条第２項第１号</u>に規定する促進区域において、同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して５年以内に、承認地域経済牽引事業者が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２６条の地方公共団体等を定める省令（平成１９年総務省令第９４号）第２条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置したときは、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したもので、かつ、その取得の日から１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった土地に限る。）に対して課する固定資産税について、新たに課されることとなつた年度から３年度分限り、課税を免除することができる。 第３条～第９条（略） 附 則 １ （略） （岬町企業立地促進条例の一部改正） ２ <u>岬町企業立地促進条例（平成２８年岬町条例第１５号）の一部を次のように改正する。</u> <u>第３条に次の１項を加える。</u>

2. この条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に固定資産税の課税免除を受けた者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。	2. 岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和2年岬町条例第2号）の適用を受け、固定資産税の課税免除を受ける場合は、その課税免除額を次条第1号に規定する施設設置助成金から差し引くものとする。 （この条例の失効） 3. この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に固定資産税の課税免除を受けた者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。
---	--